

「大阪府自殺対策計画」骨子案について

【資料3-8】

○自殺対策基本法第13条の規定に基づき、「自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案」して、「大阪府自殺対策計画」を策定する。
○本計画の策定にあたっては、「大阪府自殺対策基本指針」との整合も図ることとし、以下の点を計画の骨子案とする(計画策定に伴い指針は廃止する)。

計画期間

令和5年度～令和10年度

全体目標

- 毎年、府内の自殺者数の減少を維持する
- 令和9年の自殺死亡率を13.0とする

基本的な考え方

【基本的な認識】

- (1)自殺の多くは追い込まれた末の死である
- (2)社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる
- (3)自殺を考えている人はサインを発していることが多い
- (4)新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

【基本的な方針】

- (1)生きることへの包括的な支援として取り組む
- (2)社会的要因を踏まえて取り組む
- (3)府民一人ひとりの問題として取り組む
- (4)事前予防、危機対応、事後対応に取り組む
- (5)自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- (6)関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (7)市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

当面の重点施策

※下線は、現指針からの変更箇所

- 1 地域レベルの実践的な取組みを支援する
- 2 自殺の実態を明らかにする
- 3 府民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 4 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 5 こころの健康づくりを進める
- 6 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 7 社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人の支援を充実する
- 10 行政機関と民間団体等との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

推進体制

- ・大阪府自殺対策審議会
- ・大阪府自殺対策推進本部
- ・大阪府自殺対策推進センター(大阪府こころの健康総合センター)

スケジュール

- 9月21日 大阪府自殺対策審議会
- ↓
審議会での意見や「新たな自殺総合対策大綱」等を踏まえて、計画案を事務局にて作成
- 12月～1月 大阪府自殺対策審議会(計画案検討)
- 2月 パブリックコメント
- 3月 計画の公表